

都道府県・ 政令指定都市名	24 三重県
------------------	--------

時点：平成30年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部ダイバーシティ社会推進課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 5 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	三重県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日・根 拠	昭和52年10月1日 根拠： 三重県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	三重県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成13年2月5日
構 成 員 数	18 人 (女性 10 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)		
改定・見直しの予定時期	平成32年度		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	三重県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成12年10月13日
	施 行 日	平成13年1月1日
	最 終 改 正 日	平成17年10月21日
	改 正 内 容	平成13年3月27日「三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例」の可決・成立に伴う第8条第4項の改正
	改正が予定されている場合、改正予定時期：	平成 年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:
目 標 値	平成 32 年度まで	66.7 %	平成 32 年度まで	40 %		
根 拠	男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱(注)上記の目標値66.7%は男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関の数が、全附属機関等に占める割合を指す。→「40~60%の審議会割合66.7%」ということ。目標値40.0%は全附属機関等における女性委員の割合。					
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令または条例により執行機関の附属機関として設置したもの(66.7%の目標値は3人以下で構成される附属機関を除く)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(96)	うち女性委員を含む審議会等数(95)		
			延総委員等数(1,271)	延女性委員等数(411)	女性比率(32.3)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(100)	うち女性委員を含む審議会等数(96)		
			延総委員等数(1,283)	延女性委員等数(412)	女性比率(32.1)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)	うち女性委員を含む審議会等数(37)		
			延総委員等数(786)	延女性委員等数(243)	女性比率(30.9)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(9)		
			延総委員等数(67)	延女性委員等数(18)	女性比率(26.9)	
目標値以外の目標設定	女性委員のいない附属機関については、早急にその解消を図るものとする。					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	193 人	(平成 30 年 8 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱に基づく事前協議の実施				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:						
	管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女性管理職の内訳							
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	(B/A)								
本庁	計	366	32	8.7							
	うち一般行政職	299	32	10.7							
支庁・地方事務所等	計	463	35	7.6							
	うち一般行政職	359	16	4.5							
全体	計	829	67	8.1							
	うち一般行政職	658	48	7.3							
再掲	警察関係	127	2	1.6	0	0	0	127	2	1.6	
	教育委員会	81	8	9.9	0	0	5	0	0.0	76	8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns: 調査時点コード, 1:平成30年4月1日, 3:その他. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所, 全体, 再掲 with sub-categories like 課長補佐相当職, うち女性数, 女性比率.

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所, 全体, 再掲 with sub-categories like うち女性数, 女性比率.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table with columns: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他. Rows include 課長級, 補佐級, 係長級.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 全受験者数(人), 女性受験者数(人), 女性受験率(%). Rows include 昇任試験, 昇格試験.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 総数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち警察関係, うち上級.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with columns: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Content includes 三重県男女共同参画センター, 平成6年10月7日, 設置形態, フレンテみえ, 1. 単独施設 2. 複合施設, 11,000千円, 10 main activities.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓(具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)		1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	○
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○
	12	その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度(1-12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度(1-12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	「女性の活躍推進三重県会議」連絡会議
2	現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17	住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1.有 2.無	問17-1	男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査、統計で見る三重の男女共同参画データブック、年次報告書
問17-1	公表周期	1. 定期 2. 不定期	2	定期の場合	年
	公表主体 (※ 該当するもの:○)	<input type="radio"/> 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="radio"/> 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="radio"/> 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 <input type="radio"/> 4. その他			

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画週間啓発事業 ・ 女性に対する暴力防止総合推進事業 ・ マタハラ・パタハラ防止啓発事業 ・ みえの輝くロールモデル創出事業 ・	パネル展示、パンフレット等配架等 DVの防止に向けた相談先一覧カードの配布、DV防止セミナーの実施 マタハラ・パタハラ防止啓発冊子やチラシを用いた事業所への啓発の実施 これまでに創出した30人のロールモデルの取組を取材のうえ、県のホームページに掲載		6月 11月 通年 8月から 2月
2. 表彰 ・ みえの輝くロールモデル創出事業	働く女性のロールモデルを創出するアワードの開催	約300人	10月
3. 講座 ・ みえの輝く女子プロジェクト事業	トップ及び男性の意識改革につながる講演会の開催	約300人	10月
4. 相談事業 ・			
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画の状況に関する情報提供	県内市町における審議会等への女性委員の割合などの情報を提供		1月頃
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・ みえの輝くロールモデル創出事業	これまでに創出したロールモデルと県内の働く女性達との交流の場として、「ロールモデルカフェ」を3回開催		7月、12月、1月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ みえの輝く女子プロジェクト事業	女性の活躍推進に賛同いただく企業、団体のネットワークである「女性の活躍推進三重県会議」の運営を通じて、県内の女性活躍推進の気運を醸成		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 県民意識の調査	e-モニター調査の実施による男女共同参画に関する意識の把握		2月頃
11. その他 ・ 男女共同参画センター事業(指定管理事業)	情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流の各種事業実施		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	三重県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	3		
疾病	1		
その他	3 会議規則に規定はなく、事例もない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	三重県議会会議規則 第1条第2項		
条文本文			
議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 1

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成27年4月21日	~	平成31年4月20日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	59	5	8.5		
	都道府県防災会議(委員のみ)	58	5	8.6		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	0	0.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	25	1	4.0	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		5	3	60.0		
2	国土利用計画地方審議会	12	5	41.7		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	21	4	19.0		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	16	8	50.0		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	26	11	42.3		
7	精神医療審査会	25	8	32.0		
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審査会	14	4	28.6		
10	准看護師試験委員会	15	6	40.0		
×	11 麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	20	5	25.0		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0		
14	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
×	15 都道府県農業共済保険審査会					
16	都道府県森林審議会	15	6	40.0		
17	都道府県建設工事紛争審査会	13	5	38.5		
18	建築審査会	5	2	40.0		
19	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
20	都道府県都市計画審議会	24	8	33.3		
21	開発審査会	7	3	42.9		
22	私立学校審議会	12	6	50.0		
23	石油コンビナート等防災本部	25	1	4.0		
×	24 公害健康被害認定審査会					
25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	19	2	10.5		
×	26 都道府県児童福祉審議会					
27	地方港湾審議会	14	3	21.4		
×	28 土地区画整理審議会					
29	教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
30	介護保険審査会	18	11	61.1		
31	都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0		
32	感染症の診査に関する協議会	44	15	34.1		
33	警察署協議会	158	66	41.8		
34	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
35	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	8	4	50.0		
36	国民保護協議会	51	5	9.8		
37	地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0		
×	38 市街地再開発審査会					
×	39 都道府県職員委員会					
×	40 自然再生協議会					
41	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
42	後期高齢者医療審査会	9	1	11.1		
43	留置施設視察委員会	4	1	25.0		
44	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	24	1	4.2		
45	指定難病審査会	18	0	0.0		
×	46 小児慢性特定疾病審査会					
47	行政不服審査会	6	3	50.0		
48	国民健康保険運営協議会	11	3	27.3		
49						
50						
51						
52						
53						
合 計		786	243	30.9		
女性委員0の審議会数		1				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	4	2	50.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	9	4	44.4	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	67	18	26.9	
	女性委員0の委員会数	0			